

# ライフジャケット着用義務拡大

船舶職員及び小型船舶操縦士法施行規則が改正(平成29年2月1日公布)されたことにより、平成30年2月1日以降、小型船舶の暴露甲板上では、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが、船長の義務になります！

## 違反すると処分があります！

違反した船長には違反点数2点が課され、かつ再教育講習を受けなければなりません。

5点以上累積すると行政処分の対象となります。

改正されたライフジャケット着用義務違反については、平成34年2月1日から違反点数の付与開始

詳しくは、国土交通省海事局ホームページへ

[http://www.milt.go.jp/maritime/maritime\\_fr6\\_000018.html](http://www.milt.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html)



## ライフジャケットが命を守る！

ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は非着用の2倍以上です。

法令適用の有無に関わらず、自分の命を守るためライフジャケットを常時着用しましょう。

平成28年の船舶事故によらない乗船者の海中転落事故では、11名(うちライフジャケット非着用6名)中4名が死亡(同3名)しています。



お問い合わせは **第一管区海上保安本部交通部**

電話 0134-27-0118 (内線2643,2644)

海の安全情報(スマホ) <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html>



海難隻数及び海難による死者・  
行方不明者数(速報値)

1月	6隻、1人
平成29年累計	6隻、1人